



鳥取少年鑑別支所



沿革

- 昭和24年 鳥取少年観護所及び鳥取少年鑑別所として米子市に開設(4月)
- 昭和24年 現在地に移転(10月)
- 昭和27年 鳥取大火により全焼(4月)
鳥取刑務所に移転(4月)
- 昭和27年 鳥取少年鑑別所と改称(8月)
- 昭和28年 施設復旧工事竣工
- 平成4年 現施設竣工
- 令和2年 広島少年鑑別所の分所に組織改編

概要

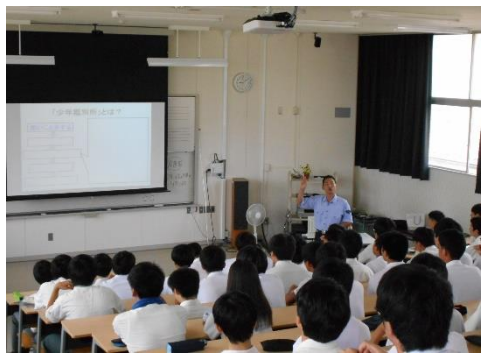
- 所在地：鳥取県鳥取市
- 収容定員：29名
- 収容対象：家庭裁判所により観護の措置が執られた20歳未満の少年
- 業務内容：鑑別
観護処遇
地域援助

特徴

- ・当所は**地域援助**に特に力を入れている施設です。
- ・地域援助とは、「法務少年支援センター」として、非行や犯罪の防止に関する専門的な知識や技術を幅広く活用して、一般の方々や関係機関・団体からの依頼に応じ、地域社会における犯罪や非行の防止に向けた様々な活動を行っています。

地域のためにできること

- ☞地域の研修会・講演会などへ、講師として職員を派遣しています。
- ☞中学校や高校などで薬物乱用防止やSNSの使用についての出前授業を積極的に行っています。



最近のトピック

★令和4年には、講演や出前授業は合わせて30件以上、延べ3000人以上の方にお聞きいただきました。また他機関等との事例検討会には40件出席し、300件以上のケースに関わりました。

★今年も、鳥取県下の非行防止、青少年育成のために、頼られて役に立てるように努めます。

お問い合わせ

- ◆鳥取法務少年支援センター
0857-23-4443
相談内容：非行、不登校、親子関係、友人関係、学力不振など
- ★すべての相談や検査は無料です。